

## コラム⑱ 社会的養育の推進

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者のもとで養育することが適当でないと判定された児童を、里親、乳児院、児童養護施設などにより、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、母子生活支援施設などにより、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

平成 28 年の児童福祉法の改正では、児童は、実親による養育が困難であれば、できる限り良好な、家庭的な養育環境において養育されるよう必要な措置を講じるとされ、これを受けて区は、里親や特別養子縁組などによる養育を推進しています。

里親への委託は、適切な家庭生活の体験を通して家族のありようを学び、豊かな生活経験や生活技術を獲得する効果が期待されています。区では、区民が里親制度について理解を深めるため、東京都と連携し、10月・11月の里親月間を中心とした時期に里親による体験発表会やパネル展などの開催を通して、里親制度の普及・啓発を図っています。

また、区内の児童養護施設2か所、23の里親登録家庭（令和3年8月現在）で要保護児童を社会的に養護しています。児童養護施設は、子ども家庭支援センターなどと連携し、衣食住などの日々の生活を通して施設職員が子ども一人ひとりに寄り添い支援しています。さらに、2か所の自立援助ホームでは、義務教育終了後から20歳までの家庭で過ごせない子どもなどの自立を支援しております。

また、母子が一緒に入所できる母子生活支援施設は区内2か所あり、専門のスタッフが様々な事情で入所した母子に対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら自立を支援しています。

今後も子どもの権利を養護し、適切な社会的養育を進めるためには、関係機関や地域が連携を強化するとともに、区民の皆様へ普及・啓発を一層図っていくことが大切です。



養育家庭（里親）体験発表会



養育家庭推進月間パネル展